

四半期報告書

(第87期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

東芝機械株式会社

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	10
----------	----

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11

2 株価の推移	11
---------	----

3 役員の状況	11
---------	----

第5 経理の状況	12
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他	29
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	30
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月15日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	東芝機械株式会社
【英訳名】	Toshiba Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 飯村 幸生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03（3509）0204
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 岸本 吉弘
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	055（926）5156
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 岸本 吉弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期連結 累計期間	第87期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第87期 第3四半期連結 会計期間	第86期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	96,782	50,846	24,678	13,636	121,890
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	8,665	△2,555	501	△1,541	9,891
四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	4,907	△4,650	102	△1,623	5,302
純資産額（百万円）	—	—	69,253	63,025	68,712
総資産額（百万円）	—	—	142,335	112,326	132,733
1株当たり純資産額（円）	—	—	455.48	414.53	451.93
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は四半期純損失金額（△）（円）	31.45	△30.59	0.67	△10.68	34.18
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	48.7	56.1	51.8
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,459	5,394	—	—	2,179
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,701	△1,772	—	—	△4,901
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,205	△2,309	—	—	△3,992
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	24,788	27,980	26,694
従業員数（人）	—	—	3,229	3,078	3,148

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	3,078
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	1,548
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
成形機 (百万円)	4,684	37.8
工作機械 (百万円)	5,064	71.5
その他 (百万円)	5,100	67.7
合計 (百万円)	14,849	54.9

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

3. 生産高の実績については、製品の製造を行なっている当社、東芝機械マシナリー(株)、(株)不二精機製造所、東栄電機(株)、(株)ハイエストコーポレーション、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. の連結生産高の実績となっております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績及び当第3四半期連結会計期間末受注残高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)		受注残高 (百万円)	
	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期 比 (%)	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日現在)	前年同四半期 比 (%)
成形機	8,329	81.6	17,696	70.5
工作機械	3,544	33.8	31,713	64.9
その他	2,681	67.9	3,363	63.8
合計	14,555	59.1	52,773	66.6

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
成形機 (百万円)	5,895	45.1
工作機械 (百万円)	4,534	61.4
その他 (百万円)	3,206	76.0
合計 (百万円)	13,636	55.3

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、回復の兆しはあるものの、先行きの不透明感は払拭できず、設備の過剰感や雇用情勢の悪化、円高、企業業績の悪化など、当社グループを取り巻く経営環境は厳しく、依然として予断を許さない状況が続きました。

一方、海外に目を向けましても、新興国市場で回復基調にあります。全体としては景気が停滞し、現在もその状況が続いております。

機械業界におきましても厳しい景況の影響を受け、一部に回復は見られるものの設備の過剰感は解消されず、先行きが不透明なまま推移しました。

このような状況の中、当社グループは単年度戦略を策定し、「ものづくりの原点に戻る」「経費削減を徹底する」「研究開発を加速させる」ことに注力するとともに、国内外市場での受注の確保、財務体質の強化、新製品の開発、市場の開拓等に全力をあげて取り組みました。

特に、品質コスト削減、棚卸資産の削減、固定費および変動費の削減により体質強化に努めてまいりましたが、円高、デフレ進行による消費の低迷から自動車関連を始めとする多くの顧客業界で設備投資を延期・凍結する厳しい状況が続いたため、当第3四半期連結会計期間の売上高は136億3千6百万円（前年同四半期比44.7%減）、営業損失は11億7千5百万円（前年同四半期は営業利益13億3千7百万円）、経常損失は15億4千1百万円（前年同四半期は経常利益5億1百万円）、四半期純損失は16億2千3百万円（前年同四半期は四半期純利益1億2百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①成形機

第2四半期連結会計期間以降、射出成形機は海外の自動車関連、IT・デジタル関連業界などに需要回復の動きが見られるものの、国内の設備投資の抑制状況に変化がなく、大変厳しい市場環境で推移しました。当第3四半期連結会計期間に入り、ダイカストマシンは海外の自動車関連向けに復調の兆しが見られ、押出成形機は二次電池、光学関連業界向けに需要回復の動きが見られましたが、売上高への影響は低調に推移しました。

この結果、成形機部門全体の売上高は、前年同四半期比54.9%減の58億9千5百万円となりました。

一方、営業損失につきましては、11億9千6百万円（前年同四半期は営業利益6億4千万円）となりました。

②工作機械

工作機械は、昨年の世界同時不況に起因する需要の大幅な減少から回復基調にあるものの、いまだに設備投資に慎重な状況が続いています。また、精密加工機につきましても光学・液晶関連業界で同様の傾向にあり、厳しい市場環境で推移しました。

この結果、工作機械部門全体の売上高は、前年同四半期比38.6%減の45億3千4百万円となりました。

一方、営業利益につきましては、前年同四半期に比べ5億6千4百万円減少し、7百万円となりました。

③その他

当第3四半期連結会計期間に入り、油圧機器は海外の建設機械業界向けに需要回復の動きが見られました。電子制御装置につきましても海外の自動車関連、半導体業界向けに回復の兆しが見られましたが、売上高への影響は低調に推移しました。

この結果、その他部門全体の売上高は、前年同四半期比28.2%減の35億6千3百万円となりました。

一方、営業損失につきましては、1億5千5百万円（前年同四半期は営業利益1億5千7百万円）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

売上高は、依然として設備投資の凍結や円高、企業業績の悪化などが継続したため、前年同四半期比44.5%減の127億5千1百万円となりました。営業損失は、売上と同様の影響を受け、12億1千6百万円（前年同四半期は営業利益11億4千6百万円）となりました。

②北米

売上高は、米国経済の回復が遅れているため、前年同四半期比53.3%減の10億2千2百万円となりました。営業損失は、6千9百万円（前年同四半期は営業利益3千1百万円）となりました。

③アジア

売上高は、中国では景気回復の基調があるものの、その他各国の景気低迷の影響を受け、前年同四半期比57.8%減の14億3千7百万円となりました。営業利益は、前年同四半期に比べ2億3百万円減少し、3千5百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ、2億8千3百万円減少し、279億8千万円となりました。なお、当第3四半期連結会計期間における各活動によるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は、12億3千2百万円の増加（前年同四半期は41億2千8百万円の減少）となりました。これは税金等調整前四半期純損失15億3千7百万円、たな卸資産の増加17億7千5百万円、未払費用の減少9億2千3百万円等があったものの、売上債権の減少41億5千8百万円、仕入債務の増加10億1百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は、1千7百万円の減少（前年同四半期は14億6千4百万円の減少）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出2千6百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は、11億3千1百万円の減少（前年同四半期は16億3千2百万円の減少）となりました。これは主として、短期借入金純減少額6億7千万円、配当金の支払額4億5千6百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(買取防衛策について)

平成19年6月26日開催の当社定時株主総会において、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損する当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買取防衛策）の導入について次のとおり決議いただいております。

注記:上記の決議後、「金融商品取引法」および「株式等の取引にかかる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことなどに対応し、決議の趣旨・内容に反しない合理的な範囲内で所要の読み替え・修正をしております。

1 買取防衛策導入の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収等の状況より、今後当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行なわれる可能性を否定できません。当社は上場会社として、そのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現することを目的としたものなどがあります。

現時点で当社に対して具体的な大量買付行為は行なわれておらず、また、平成19年3月末時点で議決権の34.1%は株式会社東芝が保有していますが、上記のような目的で株式の大量買付を目論む買付者が出現することも考えられることから、当社の企業価値および株主全体の利益が毀損されることを未然に防止するため、防衛策の導入が必要であると判断しました。

2 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

当社取締役会としては、下記(2)アに規定する当社株式への買付行為（以下「大量買付行為」といいます。）は、以下に定める大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）に従って行なわれることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。本ルールは、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、事前に関買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後大量買付行為を開始する、というものです。このようなルールを設定することにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保し、当社の企業価値および株主全体の利益を毀損する者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としています。

(2) 本ルールの内容

ア 対象となる買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為および平成19年6月26日開催の定時株主総会における本ルール導入時に、当社が発行者である株券等について、株券等保有割合または株券等所有割合が既に20%以上である者が買い増しする行為を除く。）

(ア) 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）およびその共同保有者（※3）の株券等保有割合（※4）が20%以上となる買付行為

(イ) 当社が発行者である株券等（※5）について、買付後の株券等所有割合（※6）が20%以上となる公開買付開始行為

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。

※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

※3 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

※4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

※5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。但し、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合と合計する。

イ 買付者にかかる情報の提出要請

買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な下記情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

<提出情報の内容>

- ①買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当社事業と同種の事業についての経験を含みます。）
- ②大量買付行為の目的・方法・内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏づけ（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法を含みます。）
- ④大量買付行為完了後における当社経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑤大量買付行為完了後に当社顧客・取引先・従業員・地域関係者等への対応方針
- ⑥その他当社取締役会が合理的に必要と判断する事項

なお、当初提供していただいた情報だけでは当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために不足していると考えられる場合、十分な情報がそろそろまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

ウ 買付内容の検討

当社取締役会は、買付者からの情報の提供が完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」として与えられるべきものと考えます。但し、当社取締役会は、大量買付行為の目的・方法・内容、大量買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の評価に特別に時間を要すると認められるときは、最大90日間までこの期間を延長できるものとし、従って、大量買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会検討期間中、当社取締役会は外部専門家の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を開示します。

また、必要に応じ、買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

エ 本ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

(ア) 対抗措置

買付者による大量買付行為が下記（イ）のいずれかに該当し、当社取締役会が相当と認めた場合には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が定める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる措置をとるかは、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的対抗措置として、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てを行なう場合がありますが、その概要は別紙記載のとおりです。

(イ) 発動の判断基準

①買付者が本ルールを遵守しない場合

②買付者が本ルールを遵守した場合には原則として発動しないが、次に掲げる場合等大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかで、かつ発動することが相当とされる場合

i 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取を要求する行為

ii 当社の経営を一時的に支配して、知的財産権・ノウハウ・企業秘密等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行なうような行為

iii 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

iv 強圧的二段階買付等株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付

v 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊するおそれのある行為

vi 買付の条件等が当社の企業価値に鑑み不十分または不適切な買付

(ウ) 発動の判断主体

対抗措置の発動は、弁護士、公認会計士等外部専門家の意見も参考にしうえて、当社取締役会が決定します。

本ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様は、このような大量買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。本ルールの設定および本ルールが遵守されなかった場合等の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するため相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、本ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があることをここに付言します。

(エ) 有効期間

本ルールの有効期間は、平成19年3月期の定時株主総会の終結時から平成22年3月期の定時株主総会の終結時までの3年間とします。本ルールの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議により本ルールを廃止することができます。また、法令改正の動向等を踏まえ、有効期間中に定時株主総会で承認いただいた趣旨に反しない範囲内で、本ルールの見直し等を行なうことがあります。

3 当社株主・投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（買付者を除く。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

なお、新株予約権の無償割当てを行なう場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様が当然に新株予約権が無償で割り当てられますので、申込みの手続等は不要です。

4 本ルールの合理性

①導入に際し株主総会の承認を得ることとします。

②本ルールの採用を決定した当社取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の具体的な運用が適正に行なわれることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

③当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。従って、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本ルールを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

別紙

新株予約権の無償割当てに関する概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行ないます。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

4. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。

5. 新株予約権の行使条件

買付者、買付者の共同保有者、買付者の特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めます。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項の有無その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億4千9百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	166,885,530	166,885,530	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 1,000株
計	166,885,530	166,885,530	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	166,885,530	—	12,484	—	11,538

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 14,846,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 151,657,000	151,657	同上
単元未満株式	普通株式 382,530	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	166,885,530	—	—
総株主の議決権	—	151,657	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
東芝機械㈱	東京都千代田区内幸町2-2-2	14,846,000	—	14,846,000	8.9
計	—	14,846,000	—	14,846,000	8.9

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	339	391	427	360	395	378	329	325	373
最低（円）	276	290	340	292	341	322	283	281	304

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,980	15,194
受取手形及び売掛金	※3 25,805	40,989
有価証券	15,000	11,500
商品及び製品	4,640	4,639
仕掛品	19,302	20,975
原材料及び貯蔵品	300	668
繰延税金資産	1,580	2,425
その他	1,909	2,456
貸倒引当金	△273	△207
流動資産合計	81,244	98,642
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,125	34,020
減価償却累計額及び減損損失累計額	△21,678	△21,079
建物及び構築物（純額）	12,447	12,940
機械装置及び運搬具	30,826	30,854
減価償却累計額及び減損損失累計額	△26,782	△26,171
機械装置及び運搬具（純額）	4,044	4,683
土地	6,034	6,052
リース資産	97	79
減価償却累計額及び減損損失累計額	△20	△6
リース資産（純額）	77	72
建設仮勘定	28	317
その他	6,906	7,161
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,362	△6,453
その他（純額）	543	708
有形固定資産合計	23,175	24,775
無形固定資産		
その他	509	606
無形固定資産合計	509	606
投資その他の資産		
投資有価証券	5,837	5,934
長期貸付金	155	174
繰延税金資産	600	1,774
その他	1,008	1,170
貸倒引当金	△205	△345
投資その他の資産合計	7,396	8,708
固定資産合計	31,081	34,090
資産合計	112,326	132,733

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 13,962	22,253
短期借入金	11,073	12,009
未払法人税等	224	607
未払費用	2,690	4,610
製品保証引当金	75	83
その他	※3 4,362	6,562
流動負債合計	32,389	46,126
固定負債		
長期借入金	7,500	7,500
長期未払金	46	1,054
繰延税金負債	139	—
退職給付引当金	9,085	9,179
役員退職慰労引当金	80	96
その他	59	65
固定負債合計	16,911	17,895
負債合計	49,300	64,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金	19,600	19,600
利益剰余金	40,807	46,826
自己株式	△10,037	△10,036
株主資本合計	62,856	68,875
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,432	1,061
繰延ヘッジ損益	△4	6
為替換算調整勘定	△1,259	△1,230
評価・換算差額等合計	169	△163
純資産合計	63,025	68,712
負債純資産合計	112,326	132,733

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	96,782	50,846
売上原価	66,685	37,485
売上総利益	30,096	13,361
販売費及び一般管理費	* 20,259	* 14,809
営業利益又は営業損失 (△)	9,837	△1,448
営業外収益		
受取利息	140	40
受取配当金	230	119
受取賃貸料	—	129
助成金収入	—	190
その他	427	144
営業外収益合計	799	624
営業外費用		
支払利息	190	186
手形売却損	72	20
為替差損	156	250
退職給付会計基準変更時差異の処理額	377	376
持分法による投資損失	811	680
その他	361	218
営業外費用合計	1,970	1,732
経常利益又は経常損失 (△)	8,665	△2,555
特別利益		
貸倒引当金戻入額	237	5
固定資産売却益	4	8
関係会社株式売却益	—	5
特別利益合計	242	19
特別損失		
固定資産処分損	32	31
投資有価証券評価損	31	10
特別損失合計	63	41
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	8,844	△2,578
法人税、住民税及び事業税	2,198	140
法人税等調整額	1,738	1,931
法人税等合計	3,936	2,072
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	4,907	△4,650

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	24,678	13,636
売上原価	16,846	10,304
売上総利益	7,831	3,332
販売費及び一般管理費	* 6,494	* 4,507
営業利益又は営業損失(△)	1,337	△1,175
営業外収益		
受取利息	40	11
受取配当金	59	24
為替差益	—	31
受取賃貸料	60	45
助成金収入	—	61
その他	33	47
営業外収益合計	193	220
営業外費用		
支払利息	63	55
手形売却損	32	2
為替差損	422	—
退職給付会計基準変更時差異の処理額	126	125
持分法による投資損失	307	352
その他	78	50
営業外費用合計	1,029	586
経常利益又は経常損失(△)	501	△1,541
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	14
固定資産売却益	1	1
特別利益合計	1	15
特別損失		
固定資産処分損	15	12
投資有価証券評価損	24	—
特別損失合計	39	12
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	463	△1,537
法人税、住民税及び事業税	△600	△79
法人税等調整額	960	164
法人税等合計	360	85
四半期純利益又は四半期純損失(△)	102	△1,623

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	8,844	△2,578
減価償却費	1,857	1,879
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△290	△73
製品保証引当金の増減額(△は減少)	△5	△8
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△139	△93
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△117	△15
受取利息及び受取配当金	△371	△160
支払利息	190	186
手形売却損	72	20
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△5
有形固定資産除売却損益(△は益)	28	23
持分法による投資損益(△は益)	811	680
売上債権の増減額(△は増加)	8,678	15,184
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,768	2,041
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,578	△8,290
前受金の増減額(△は減少)	△52	△405
未払費用の増減額(△は減少)	△2,293	△1,890
預り金の増減額(△は減少)	723	295
長期未払金の増減額(△は減少)	△955	△1,007
その他	△292	△4
小計	6,341	5,777
利息及び配当金の受取額	386	160
利息の支払額	△247	△215
手形売却に伴う支払額	△72	△20
法人税等の支払額	△8,867	△308
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,459	5,394
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,446	△1,811
有形固定資産の売却による収入	39	16
無形固定資産の取得による支出	△167	△19
投資有価証券の取得による支出	△99	—
関係会社株式の売却による収入	—	11
短期貸付けによる支出	△3	△1
短期貸付金の回収による収入	1	1
長期貸付けによる支出	△0	△12
長期貸付金の回収による収入	29	31
関係会社出資金の払込による支出	△50	—
その他	△3	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,701	△1,772

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,937	△926
長期借入れによる収入	7,500	—
長期借入金の返済による支出	△8,650	—
自己株式の取得による支出	△1,637	△0
配当金の支払額	△2,355	△1,368
その他	—	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,205	△2,309
現金及び現金同等物に係る換算差額	△427	△26
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,794	1,285
現金及び現金同等物の期首残高	34,583	26,694
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 24,788	* 27,980

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	売上高及び売上原価の計上基準の変更 第1四半期連結会計期間より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当会計基準及び適用指針に該当する工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は135百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 偶発債務 (保証債務)</p> <p>(1) 保証債務 (銀行借入等に対する支払保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>Wells Fargo Equipment Finance 514</p> <p>TM Acceptance Corp. 275</p> <p>Tokyo Leasing 120</p> <p>Advantage National Bank 6</p> <p>(従業員住宅融資借入に対する支払保証)</p> <p>従業員 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 917</p>	<p>1. 偶発債務 (保証債務)</p> <p>(1) 保証債務 (銀行借入等に対する支払保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>TM Acceptance Corp. 364</p> <p>Tokyo Leasing 268</p> <p>Wells Fargo Equipment Finance 208</p> <p>Advantage National Bank 6</p> <p>(従業員住宅融資借入に対する支払保証)</p> <p>従業員 1</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 849</p>
<p>(2) 残価保証 (リースの残価保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>オリックス・レンテック(株) 11</p>	<p>(2) 残価保証 (リースの残価保証)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>オリックス・レンテック(株) 11</p>
<p>2. 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p style="text-align: right;">290</p>	<p>2. _____</p>
<p>※3. 四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれておりません。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>受取手形 492</p> <p>支払手形 96</p> <p>流動負債その他 (設備関係支払手形) 62</p>	<p>3. _____</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(百万円)	(百万円)
販売手数料	販売手数料
1,506	768
荷造運賃諸掛費	荷造運賃諸掛費
2,632	1,236
製品保証引当金繰入額	製品保証引当金繰入額
59	103
従業員給与手当等	従業員給与手当等
8,661	7,132
退職給付費用	退職給付費用
476	496
減価償却費	減価償却費
519	705
賃借料	賃借料
672	598
旅費交通費	旅費交通費
1,132	697
研究開発費	研究開発費
835	823
外注費	外注費
895	388

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(百万円)	(百万円)
販売手数料	販売手数料
423	226
荷造運賃諸掛費	荷造運賃諸掛費
744	358
製品保証引当金繰入額	製品保証引当金繰入額
18	29
従業員給与手当等	従業員給与手当等
2,807	2,274
退職給付費用	退職給付費用
147	163
減価償却費	減価償却費
207	232
賃借料	賃借料
220	186
旅費交通費	旅費交通費
381	250
研究開発費	研究開発費
354	173
外注費	外注費
245	100

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年12月31日現在)	(平成21年12月31日現在)
(百万円)	(百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
15,788	12,980
有価証券	有価証券
9,000	15,000
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
24,788	27,980

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 166,885,530株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,846,455株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月30日 取締役会	普通株式	912	6.00	平成21年3月31日	平成21年6月8日	利益剰余金
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	456	3.00	平成21年9月30日	平成21年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	13,068	7,389	4,220	24,678	—	24,678
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	744	744	(744)	—
計	13,068	7,389	4,965	25,423	(744)	24,678
営業利益	640	571	157	1,368	(31)	1,337

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,895	4,534	3,206	13,636	—	13,636
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	356	356	(356)	—
計	5,895	4,534	3,563	13,992	(356)	13,636
営業利益又は営業損失 (△)	△1,196	7	△155	△1,344	169	△1,175

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	53,865	26,778	16,138	96,782	—	96,782
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	524	2,683	3,207	(3,207)	—
計	53,865	27,302	18,821	99,989	(3,207)	96,782
営業利益	4,722	3,843	916	9,482	355	9,837

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	21,069	21,377	8,399	50,846	—	50,846
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	0	1,018	1,018	(1,018)	—
計	21,069	21,377	9,418	51,865	(1,018)	50,846
営業利益又は営業損失(△)	△3,162	1,848	△702	△2,016	567	△1,448

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分は、製品の種類・性質等の類似性に基づき区分しております。

(2) 各事業区分の主な製品

成形機 …………… 射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など

工作機械 …………… 大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など

その他 …………… 油圧機器、電子制御装置など

2. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、成形機で178百万円、工作機械で177百万円、その他で59百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	20,601	2,154	1,922	24,678	—	24,678
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,393	35	1,482	3,911	(3,911)	—
計	22,995	2,189	3,405	28,589	(3,911)	24,678
営業利益	1,146	31	238	1,415	(78)	1,337

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,717	949	969	13,636	—	13,636
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,034	73	468	1,575	(1,575)	—
計	12,751	1,022	1,437	15,212	(1,575)	13,636
営業利益又は営業損失（△）	△1,216	△69	35	△1,250	75	△1,175

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	80,816	8,480	7,484	96,782	—	96,782
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,231	185	5,160	13,577	(13,577)	—
計	89,048	8,666	12,644	110,359	(13,577)	96,782
営業利益	8,350	548	905	9,803	33	9,837

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	43,450	3,963	3,433	50,846	—	50,846
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,331	145	1,939	5,416	(5,416)	—
計	46,781	4,108	5,372	56,262	(5,416)	50,846
営業利益又は営業損失（△）	△1,776	△303	92	△1,988	539	△1,448

（注）1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国

(2) アジア …… 中国、シンガポール、香港

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で415百万円減少しております。

【海外売上高】

		北米	アジア	その他の地域	計
前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	I 海外売上高 (百万円)	2,798	8,115	628	11,542
	II 連結売上高 (百万円)	—			24,678
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.3	32.9	2.6	46.8
当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	I 海外売上高 (百万円)	1,518	4,791	201	6,511
	II 連結売上高 (百万円)	—			13,636
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.1	35.1	1.5	47.7
前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	I 海外売上高 (百万円)	11,088	30,219	2,343	43,651
	II 連結売上高 (百万円)	—			96,782
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.5	31.2	2.4	45.1
当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	I 海外売上高 (百万円)	5,705	16,515	1,316	23,537
	II 連結売上高 (百万円)	—			50,846
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	11.2	32.5	2.6	46.3

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …………… 米国、メキシコ、カナダ

(2) アジア …………… 中国、台湾、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ

(3) その他の地域 …… イギリス、ドイツ、ブラジル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

時価のある有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除いた結果、当第3四半期連結会計期間末において該当する記載事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 414.53円	1株当たり純資産額 451.93円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 31.45円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 30.59円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	4,907	△4,650
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	4,907	△4,650
期中平均株式数(千株)	156,047	152,039

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 0.67円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 10.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	102	△1,623
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	102	△1,623
期中平均株式数(千株)	154,545	152,039

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を行なっている所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引残高は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成21年10月30日の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

①配当金の総額	456百万円
②1株当たり配当額	3円00銭
③基準日	平成21年9月30日
④効力発生日	平成21年12月2日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國 健一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。